

唐津看護専門学校看護高等課程 同窓会規約

第一章 総 則

- 第一条 本会は唐津看護専門学校看護高等課程同窓会と称す。
- 第二条 本会は本部を学校所在地に置く。
- 第三条 本会は准看護学院並びに唐津看護専門学校看護高等課程を終了した者を正会員として構成し学校業務に携わる者を名誉会員とする。
但し、名誉会員は役員になったり表決に参加する事を認めず、会の運営につき相談役となる。
- 第四条 本会は会員相互の親睦と福祉を図ると共に専門技術の研究に努める事を目的とする。
- 第五条 正会員は会の定めるところにより会費を納めなければならない。

第二章 会員の権利と義務

- 第六条 会に対して意見を提出し説明を求めることができる。
- 第七条 会の役員になること。
- 第八条 会の目的達成の為会長、役員に協力すること。
- 第九条 会則を尊重すること。
- 第十条 総会等の決議事項に従うこと。
- 第十一条 会費を納めること。

第三章 会の役員及び任務

- 第十二条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----------|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 幹 事 | 各卒業年度より2名 |
| 4. 会 計 | 2名 |
| 5. 会計監査 | 2名 |
- 第十三条 役員は総会において正会員の中より選挙又はその他の方法で選出し任期は4ヶ年間として欠員を生じた場合は前任者の残任期間として会長がこれを指名する。
- 第十四条 役員は任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を負うものとする。
- 第十五条 会長は会を代表し、会務を統理する。
- 第十六条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 第十七条 幹事は幹事会を組織し会の執行を司る。
- 第十八条 会計は会の会計業務を処理する。
- 第十九条 会計監査は随時会の会計を監査し総会においてその監査結果を報告する。

第四章 会 計

- 第二十条 会計は4月1日に始まり翌々年3月31日までとする。
- 第二十一条 本会の経費は、会費及び寄附金その他などの収入をもってこれにあてる。
但し、会費は原則として終身会費とし看護高等課程終了時に¥2,000 円を徴収する。(納入された場合はいかなる場合においても返納しない)

第五章 決議機関

- 第二十二条 総会は、本会の最高決議機関であって2年に1回の定期総会を開催し、議長は出席会員の中より推薦又はその他の方法で選出する。
- 第二十三条 総会は、正会員の5分の1以上の出席で成立する。
(但し、委任状を含む)
- 第二十四条 幹事会は総会に次ぐ決議機関で幹事及び役員をもって構成し、会長が必要と認めた時及び幹事の過半数以上の要求があった時会長が召集開催し議長は会長が兼任する。
- 第二十五条 議長は出席会員の過半数以上の評決によって行い、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 第二十六条 会長が必要と認めた時は幹事会の同意を得て臨時総会を招集し、開催する事が出来る。又次の場合は臨時総会を開催しなければならない。
1. 幹事会が必要と認めた時
 2. 正会員の過半数以上が書面等をもって会議の目的事項を明示して要求した時
- 第二十七条 次の事項は総会の承認を必要とする。
1. 予算並びに決算事項
 2. 会則の改廃並びに変更事項
 3. 役員を選出
 4. 総会において会員より発議され成立した事項
 5. その他幹事会等で総会の議決を必要と認めた事項
- 第二十八条 幹事会は次の事項等について審議する。
1. 総会の開催日時並びに目的と場所に関する事項
 2. 会則の改廃並びに変更案作製
 3. 総会提出に関する事項
 4. その他幹事会が必要と認めた会運営に関する事項

第六章 附 則

- 第二十九条 同窓会名簿の発行は10年に1回とする
- 第三十条 会員の住所、勤務先等の変更及び改姓の場合は直ちに同窓会本部まで連絡する義務を負うこと。
- 第三十一条 その他諸事項につき必要に応じて幹事会で審議し総会時に会員に報告する。
- 第三十二条 この規約は昭和58年10月16日より施行